

子どもの権利条約

(児童の権利に関する条約)

- ・1989年 国連総会にて採択
- ・1990年 国際条約として発効
- ・1994年 日本が批准、発効
- ・前文と本文54条からなる
- ・2019年2月現在、196の国と地域が締約

※発効…条約が効力をもつこと
 ※批准…条約を認めて実行するという国の最終確認、同意の手続き



「子どもの力を伸ばす
 子どもの権利条約ハンドブック」

木附千晶・他著/自由国民社

※子供の権利についてわかりやすく解説。条約の全文も掲載。

条約に定められている権利は、大きく分けて次の4つ

- 生きる権利
 すべての子供の命が守られること。
- 育つ権利
 医療、教育や生活支援を受けたり、友達と遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できること。
- 守られる権利
 暴力や搾取、有害な労働などから守られること。
- 参加する権利
 自由に意見を表したり、団体を作ったりできること。

子供が持っている権利（「子どもの権利条約」一部要約）

- ◇第6条 すべての子供は、生きる権利、育つ権利をもつ。
- ◇第27条 心身のすこやかな成長に必要な生活を送ることができる。
- ◇第28条 教育が受けられる。
- ◇第31条 休んだり、年齢にふさわしい遊びができる。
- ◇第19条 親(保護者)による虐待・放任・搾取などから守られる。
- ◇第34条 国は、子供が児童ポルノや児童買春などに利用されたり、性的虐待を受けたりすることのないように守らなければならない。

※参考 公益財団法人日本ユニセフ協会 <https://www.unicef.or.jp/>

権利を侵害される子供たち

子どもの権利条約第2条【差別の禁止】

「性別や国の違い、障害があるかないかなどで差別されない」(一部要約)

途上国の女の子の中には、女の子だからという理由で、医療を受けられず、家事労働や児童婚を強いられ、学校にも通えず、早すぎる妊娠・出産で命を落としたり、お金になる仕事を得ることもできず、社会の底辺に置かれ続ける子供が少なくありません。

また、アフリカや中東、アジアの一部の国々で続いている女性性器切除(FGM)という慣習は、女の子や女性に感染症や不妊・死のリスクだけではなく、精神的・社会的な影響も及ぼすこととなります。しかし、きわめて強い社会的な規範に支えられているため、家族はその害を知っていても娘にFGMを受けさせている場合もあるとされています。

子どもの権利条約第32条

【経済的搾取、有害な労働からの保護】

「無理やり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心身によくない仕事をしないように守られる」(一部要約)

世界で約1億5200万人の子供が生活のために働いており、その半数が危険や健康被害を伴う仕事をしています。(2016年時点)
 さらに、世界の子供の4人に1人が紛争または災害により影響を受けた国で暮らしており、武力紛争の影響を受けた国では、児童労働をする子供の割合が、そうでない国より77%高いという報告もあります。

『わたし8歳、職業、家事使用人。』

—世界の児童労働者1億5200万人の1人—

日下部尚徳著/合同出版

※バングラデシュで、家事使用人として働く女の子の厳しい現実や直面する問題を紹介。



「子どもの権利条約」採択30年の今

今年、子供の人権を保障する「子どもの権利条約」が国連で採択されて30年、日本が批准・発効して25年になります。

そこで、子どもの権利条約と国内外の子供に関する人権問題を取り上げます。

子供にもある人権

人権は難しい…と思われるかもしれませんが、人が生まれながらに持っている、幸せに生きるために、お互いに尊重されなければならない権利であり、誰にとっても身近で大切なものです。

こうした権利を子供にも保障しようという考えが広まったのは20世紀に入ってから



子供の貧困問題と社会的背景

このこと。2度の世界大戦で多くの子供たちが犠牲となったことへの反省から、国際機関や世界の国々が協力して、世界のすべての子供がもつ権利を定めました。それが、「子どもの権利条約(児童の権利に関する条約)」です。この条約は、18歳未満の子供を権利をもつ主体と位置づけ、大人と同じく一人の人間としての人権を認めています。また、まだ成長の途中で弱い立場にある子供たちには保護や配慮が必要な面もあるため、子供ならではの権利も定めています。

条約が採択されて30年。多くの国々が、子供の権利の実現と直面する課題の解決に向けて、法律を整備する、予算を増やすといった対策を講じ、その結果、世界の5歳未満の子供の死亡率の低下や、児童労働者数の減少などの成果をあげることができました。しかし、世界中で、貧困や餓えに苦しみ、暴力や搾取、虐待、差別などにより権利を侵害され、保護を必要とする子供たちは、まだ数多く存在します。



日本でも、児童虐待やいじめ、児童買春・児童ポルノなどの課題がありますが、見えづらいと言われるのが、子供の貧困問題です。

貧困には、衣食住に事欠き生命の危機に直結するような「絶対的貧困」と、その社会の平均的な人に比べて困窮した状態にある「相対的貧困」の2つがあります。日本は、相対的貧困状態にある子供の割合が先進国の中では高くなっており、経済的な理由から十分な食事が取れなかったり、進学を断念しなければならぬような、子供の権利にかかわる深刻な状態に置かれているのです。子供の貧困に関しては、ひとり親世帯の貧困率の高さという問題があります。ひとり親世帯の9割近くを占めるのが母子世帯ですが、シングルマザーの就業率は諸外国に比べてとても高いにもかかわらず、相対的貧困率は先進国の中で突出しています。ここには、男女間の賃金格差やパートで働く人が多く、賃金が低いという構造的な問題が関係しています。貧困は親の責任という声もありますが、こうした個々の努力ではどうにもならない壁が存在しており、他人事ではなく、社会全体の問題と



して考える必要があるとされています。

子供の幸せのために

子どもの権利条約では、「子供に関係のあることを行うときには、子供にもっともよいことは何かを考えなければならぬ」とされています。子供の成長や未来に関する様々な権利が侵害されている今、行政による対策に加え、私たち一人ひとりが子供たちにきちんと向き合い、子供との対話の中からその子にとってよいことをみつめていくという姿勢が求められているのではないのでしょうか。

母子世帯と父子世帯の状況

	母子世帯	父子世帯
世帯数(推計値)	123.2万世帯	18.7万世帯
就業状況	81.8%	85.4%
就業者のうち 正規の職員・従業員	44.2%	68.2%
就業者のうち パート・アルバイト	43.8%	6.4%
平均年間収入 (母又は父自身の収入)	243万円 (うち就労収入 200万円)	420万円 (うち就労収入 398万円)

出典：平成28年度全国ひとり親世帯等調査(厚生労働省)